

# 会津坂下町国土強靱化地域計画（概要）

## 国土強靱化とは

国土強靱化法の趣旨やこれまでの自然災害の教訓から、大規模自然災害が発生しても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」をもった「強靱な地域」をつくりあげるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、ハード・ソフト両面にわたる総合的な取り組みとして計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進するものです。

## 1 策定の趣旨及び位置付け

### <趣旨>

国においては、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策の総合的、計画的な実施と国際競争力向上に資することを目的に、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が制定され、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」を策定し、取り組みが進められています。

本町においては、住民の生命・身体及び財産を災害から保護することを目的として、「会津坂下町地域防災計画」を策定しており、発災前から発災後までの各段階に応じた防災対策に取り組んでいますが、基本法の趣旨や東日本大震災及び原子力災害を含めた自然災害から得た教訓を踏まえ、発災時の応急や復旧だけでなく、発災前からの社会経済システムの強靱化にも着目し、安全で安心なまちづくりを推進するため、「会津坂下町国土強靱化地域計画」を策定します。

### <位置付け>

基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、「福島県国土強靱化地域計画」、「第六代会津坂下町振興計画」、「会津坂下町地域防災計画」の計画等との調和・整合性を保った計画であり、様々な個別分野での計画の指針とします。

### <計画期間>

令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの概ね5年間とします。ただし、社会情勢の変化や具体的な取り組みの進捗状況等を考慮し、必要に応じて、見直しを行います。

## 2 基本的な考え方

### <基本目標>

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること
- ④迅速な復旧復興が図られること

### <事前に備えるべき目標>

- ①直接死を最大限防ぐ
- ②救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
- ③必要不可欠な行政機能は確保する
- ④必要不可欠な情報通信機能は確保する
- ⑤経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

## 4 計画のイメージ

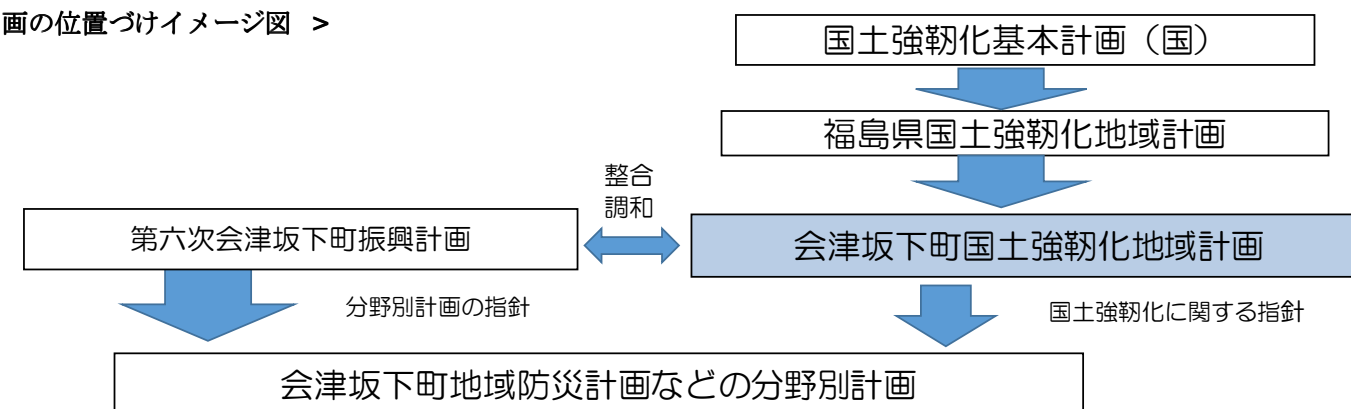
起きてはならない最悪の事態の設定（29項目）  
（基本目標や地域特性）

脆弱性の分析・評価、課題の検討  
（取組状況、現状の課題）

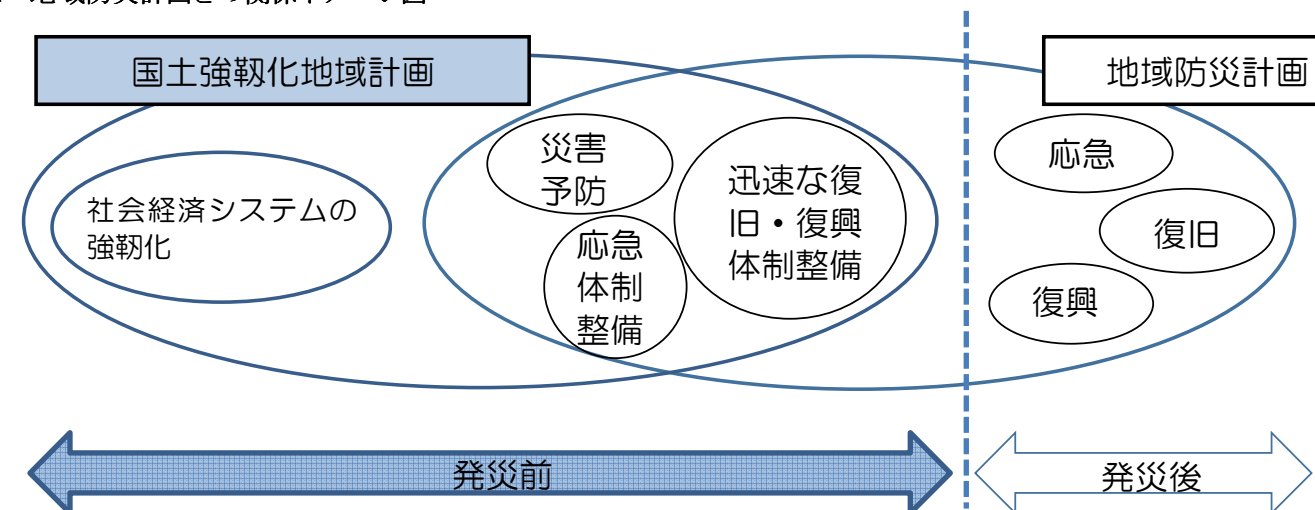
脆弱性評価に対する必要な取り組みの検討  
（近年の災害の教訓等）

具体的な取り組みの推進  
（進捗管理及び見直し）

### < 計画の位置づけイメージ図 >



### < 地域防災計画との関係イメージ図 >



## 3 地域特性

### <位置及び地勢の特性等>

- ・会津盆地の西部に位置し、中心部を国道49号が横断。主な川は阿賀川、只見川。
- ・標高は175～450mで東部平坦地は穀倉地帯。西部丘陵地の大半は森林。
- ・気候は盆地特有の寒暖差が大きく、夏は暑く冬は寒い。積雪は1mに達することもある。
- ・人口は1950年の27,826人をピークに減少。今後も少子高齢化が進行する見込み。

### <災害の歴史>

| 発生年月日             | 災害種別等    | 被害内容                                                               |
|-------------------|----------|--------------------------------------------------------------------|
| 1888年（明治21年）7月    | 噴火（磐梯山）  | 噴火による死者461名                                                        |
| 1963年（昭和38年）1月21日 | 豪雪（38豪雪） | 前年末からの豪雪で車両の便も途絶え、生鮮食料品をはじめとする物資の輸送が極めて困難になり自衛隊を要請した。              |
| 2011年（平成23年）3月11日 | 東日本大震災   | M9.0。町内では家屋・土蔵など全半壊等170件以上の被害。地震、津波、原発事故により、葛尾村等から本町に約1,000名が避難した。 |
| 2011年（平成23年）7月30日 | 新潟・福島豪雨  | 7月28日からの大雨による只見川水系の増水。町内では、片門・舟渡・和泉・平井に避難勧告。7月31日まで高寺地区において停電があった。 |

5 具体的な取り組み

| 事前に備えるべき目標(8項目) |                                                            | 起きてはならない最悪の事態(29項目) |                                                     | 具体的な取り組み(一部抜粋)                                                                                                                                                                                                                                              |  |
|-----------------|------------------------------------------------------------|---------------------|-----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 1               | 直接死を最大限防ぐ                                                  | 1-1                 | 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生                | 公共施設等の耐震化　／　住宅・建築物の耐震化　／　消防団体制の充実強化<br>空家対策の推進　／　河川管理施設の整備　／　幹線道路・橋梁施設の耐震対策<br>情報伝達体制の強化　／　道路の除雪体制の確保　／　福祉避難所の充実・確保<br>自主防災組織の強化　／　自助・共助の取り組み促進　／　避難行動要支援者対策の推進<br>外国人に対する情報提供　／　雪害・雪下ろし事故防止の注意喚起　／　防災教育の推進<br>災害(水害・土砂災害・火山噴火)の避難時の連携体制の構築　／　都市公園施設の減災対策　等 |  |
|                 |                                                            | 1-2                 | 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水                             |                                                                                                                                                                                                                                                             |  |
|                 |                                                            | 1-3                 | 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり町土の脆弱性が高まる事態 |                                                                                                                                                                                                                                                             |  |
|                 |                                                            | 1-4                 | 暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生                       |                                                                                                                                                                                                                                                             |  |
|                 |                                                            | 1-5                 | 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生                       |                                                                                                                                                                                                                                                             |  |
| 2               | 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)                   | 2-1                 | 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止                        | 応急給水体制の整備　／　上下水道の供給機能確保推進<br>物資の備蓄及び物資供給体制の強化　／　道路の整備<br>迂回路となり得る農道・林道の整備　／　各種訓練の実施による災害対応力の強化<br>災害時医療・福祉人材の確保　／　エネルギー供給(緊急車両、医療機関)の確保<br>感染予防・衛生環境の維持　等                                                                                                   |  |
|                 |                                                            | 2-2                 | 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生                                  |                                                                                                                                                                                                                                                             |  |
|                 |                                                            | 2-3                 | 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足                     |                                                                                                                                                                                                                                                             |  |
|                 |                                                            | 2-4                 | 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶                          |                                                                                                                                                                                                                                                             |  |
|                 |                                                            | 2-5                 | 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺         |                                                                                                                                                                                                                                                             |  |
|                 |                                                            | 2-6                 | 被災地における疫病・感染症等の大規模発生                                |                                                                                                                                                                                                                                                             |  |
| 3               | 必要不可欠な行政機能は確保する                                            | 3-1                 | 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下                              | 公共施設等の耐震化　／　業務継続体制の強化<br>受援体制の整備　／　災害拠点施設の機能確保　等                                                                                                                                                                                                            |  |
| 4               | 必要不可欠な情報通信機能は確保する                                          | 4-1                 | 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止                              | 住民への情報伝達手段の多様化　／　防災行政無線等の適正管理<br>情報システムの業務継続体制の強化　等                                                                                                                                                                                                         |  |
|                 |                                                            | 4-2                 | テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態                  |                                                                                                                                                                                                                                                             |  |
| 5               | 経済活動(サプライチェーン(※)を含む)を機能不全に陥らせない                            | 5-1                 | サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞                     | 道路の整備　／　農業担い手育成等による食料生産基盤の確保<br>農業水利施設の適正管理　等                                                                                                                                                                                                               |  |
|                 |                                                            | 5-2                 | 食料等の安定供給の停滞                                         |                                                                                                                                                                                                                                                             |  |
| 6               | 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る | 6-1                 | 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止                              | エネルギー供給の確保　／　再生可能エネルギーの導入拡大<br>交通インフラ(鉄道)の防災対策　／　上下水道の供給・機能確保推進<br>利用促進による地域公共交通の確保　／　関係機関(濁水対策)の連携強化　等                                                                                                                                                     |  |
|                 |                                                            | 6-2                 | 上下水道等の長期間にわたる機能停止                                   |                                                                                                                                                                                                                                                             |  |
|                 |                                                            | 6-3                 | 地域交通ネットワークが分断する事態                                   |                                                                                                                                                                                                                                                             |  |
|                 |                                                            | 6-4                 | 異常濁水等による用水の供給途絶                                     |                                                                                                                                                                                                                                                             |  |
| 7               | 制御不能な二次災害を発生させない                                           | 7-1                 | ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生                 | ため池の防災対策(ため池ハザードマップの啓発)　／　農地・森林等の保全<br>アスベスト等の拡散・流出防止　／　有害鳥獣対策<br>町農産物等の風評防止に向けた情報発信・販売対策　／農林業の担い手の確保・育成　等                                                                                                                                                  |  |
|                 |                                                            | 7-2                 | 有害物質の大規模拡散・流出                                       |                                                                                                                                                                                                                                                             |  |
|                 |                                                            | 7-3                 | 農地・森林等の荒廃による被害の拡大                                   |                                                                                                                                                                                                                                                             |  |
|                 |                                                            | 7-4                 | 風評等による地域経済等への甚大な影響                                  |                                                                                                                                                                                                                                                             |  |
| 8               | 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する                                 | 8-1                 | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態                 | 災害廃棄物の処理体制確保　／　復旧・復興を担う人材の育成<br>災害ボランティアの充実　／　定住促進や外部人材活用による地域コミュニティの再生・活性化<br>文化財施設の保護　／　地籍調査　等                                                                                                                                                            |  |
|                 |                                                            | 8-2                 | 復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態                     |                                                                                                                                                                                                                                                             |  |
|                 |                                                            | 8-3                 | 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態                       |                                                                                                                                                                                                                                                             |  |
|                 |                                                            | 8-4                 | 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失       |                                                                                                                                                                                                                                                             |  |
|                 |                                                            | 8-5                 | 仮設住宅等の整備が進まず復旧・復興が大幅に遅れる事態                          |                                                                                                                                                                                                                                                             |  |

6 策定の経過

8月25日～ 9月 8日 班長会議(素案説明)及び施策内容の検討  
10月15日～11月 1日 会津坂下町防災会議【書面開催】  
11月26日 庁議  
12月10日 議会全員協議会(説明)

7 策定状況【R3.5.1 現在】

全 国 1,398/1,724区市町村(81.09%)策定済  
福島県 52/ 59市町村 (88.13%)策定済  
※今年度中に県内全自治体において策定予定

8 計画の実施に対する国の支援・促進

計画に関係する事業に対する補助金・交付金の  
「重点配分」「優先採択」(令和4年度以降)

9 計画の推進

毎年度、推進方針の施策・事業毎に進捗  
管理を行い、社会情勢の変化や各種計画の  
変更に伴い、見直しを行う。